

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げは、今後も増加が見込まれる「社会保障４経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当します。

単位：千円

１．令和３年度地方消費税交付金収入見込	総額	一般財源分	社会保障財源分
	7,100,000	3,230,000	3,870,000 ①

２．社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源		一般財源
			国・県支出金	その他	
社会福祉	社会福祉	531,451	160,775	17,774	352,902
	障害者福祉	13,015,628	9,020,780	63,991	3,930,857
	高齢者福祉	1,046,640	5,876	49,802	990,962
	児童福祉	18,540,932	9,737,873	1,189,362	7,613,697
	母子福祉	1,557,282	553,740	5,001	998,541
	生活保護	12,954,186	9,404,845	115,000	3,434,341
	小計	47,646,119	28,883,889	1,440,930	17,321,300
社会保険	介護保険	4,924,612	336,249	0	4,588,363
	国民健康保険	2,327,862	1,480,500	0	847,362
	後期高齢者医療	4,790,760	669,684	0	4,121,076
	小計	12,043,234	2,486,433	0	9,556,801
保健衛生	医療	634,761	72,001	282,902	279,858
	病院	468,534	0	0	468,534
	疾病予防対策	4,319,656	2,147,769	52,047	2,119,840
	小計	5,422,951	2,219,770	334,949	2,868,232
合計		65,112,304	33,590,092	1,775,879	29,746,333 ②

対象経費の一般財源総額②29,746,333千円のうち、消費税率引上げ分①3,870,000千円を充当します。(対象経費には、事務職員人件費等充てられない経費を除いています。)

(注)

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）などです。

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などです。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などです。